

第48期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、本総会におきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
詳細につきましては次頁以降をご覧ください。
なお、本総会でのお土産の配付は中止とさせていただきます。

開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（開場：午前9時30分）

開催場所

当社本店 会議室
福岡県糟屋郡粕屋町戸原東二丁目1番29号

※本年は開催場所が変更となっております。
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。)

目次

■ 第48期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	3
連結計算書類	17
計算書類	19
監査報告書	21
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	27
第2号議案 取締役7名選任の件	28
第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に 対する譲渡制限付株式の付与 のための報酬決定の件	32

証券コード2924
2020年6月8日

株 主 各 位

福岡県糟屋郡粕屋町戸原東二丁目1番29号

イフジ産業株式会社

代表取締役社長 藤 井 宗 徳

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や各都道府県から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を講じた上で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、この状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会におきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時(開場:午前9時30分)
2. 場 所 福岡県糟屋郡粕屋町戸原東二丁目1番29号
当社本店 会議室

(本総会は、会場の安定的な利用を重視し、当社内での開催としております。開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。また、ご用意できる席数が例年より減少いたしますため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第48期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 以上

【株主様へのお願い】

- ◎本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、報告事項、決議事項等の詳細な説明はやむを得ず省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎当社役員及び運営係員は、マスクを着用させていただきます。ご来場の株主様におかれましても、ご体調を確認いただくとともに、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付付近に消毒液を配備いたします。
- ◎受付時に検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方等につきましては、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。何とぞご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ◎以上の状況に鑑み、本総会における**お土産の配付は中止とさせていただきます**。何とぞご了承いただきたく存じます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.ifuji.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 連結株主資本等変動計算書 | (2) 連結計算書類の連結注記表 |
| (3) 株主資本等変動計算書 | (4) 計算書類の個別注記表 |
- なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部です。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.ifuji.co.jp>）に掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、世界的な貿易摩擦への懸念や消費税率の引き上げ等に伴う消費者の節約志向の高まり、日本国内の人口減少等に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の影響により、極めて不透明な状況が続きました。

食品業界におきましては、原材料価格の上昇や人件費の高騰等による商品の値上げ等による生活防衛意識の強まりや、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループの当期の連結売上高は、鶏卵関連事業における販売数量が前期に比べ3.3%増と好調に推移し過去最高となったことなどにより、同4.4%増の14,312百万円となりました。

損益につきましては、鶏卵関連事業において販売数量が増加したことや原料仕入コストの削減等により、営業利益は同15.1%増の928百万円、経常利益は同14.8%増の951百万円となり、それぞれ6期連続の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は同11.2%増の614百万円となりました。なお、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はそれぞれ過去最高となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりです。

①鶏卵関連事業

当セグメントにおきましては、主要な商品である液卵製品の販売単価および原料の仕入単価が、鶏卵相場に連動して変動するものが多く、鶏卵相場が高く推移した場合は製品の販売単価および原料の仕入単価ともに高く推移し、低く推移した場合は製品の販売単価および原料の仕入単価ともに低く推移する傾向にあるため、製品の販売単価と原料の仕入単価の差益を一定額以上確保するとともに販売数量を伸ばす努力をしております。

当セグメントにおける業績の重要な指標である販売数量は、前期に比べ3.3%増となり過去最高となりました。売上高につきましては、販売数量が増加したことなどにより、液卵売上高は同4.5%増の12,128百万円となりました。また、加工品売上高はゆで卵や仕入販売の増加等により6.5%増の同530百万円、その他売上高は同29.3%増の519百万円となりました。この結果、当セグメントの売上高は、同5.4%増の13,178百万円となりました。

セグメント利益につきましては、販売数量の増加や原料仕入コストの削減等により、同20.7%増の900百万円となりました。

②調味料関連事業

当セグメントの売上高につきましては、既存商品の販売減少やスナック菓子向け商品の採用が少なかったことなどにより、前期に比べ5.8%減の1,163百万円となりました。

セグメント利益につきましては、主に売上高の減少により、同66.9%減の15百万円となりました。

③その他

当セグメントは太陽光発電事業であり、売上高は前期に比べ7.9%減の23百万円となり、セグメント利益は同4.9%減の12百万円となりました。

(2) 当社の事業所別売上高

(単位：百万円、%)

	前 期	構 成 比	当 期	構 成 比	前期比増減
関 東 事 業 部	5,262	42.0	5,734	43.4	471
関 西 事 業 部	3,022	24.1	3,070	23.3	48
福 岡 事 業 部	2,560	20.5	2,620	19.8	59
名 古 屋 事 業 部	1,658	13.2	1,753	13.3	95
小 計	12,502	99.8	13,178	99.8	675
太 陽 光 発 電	24	0.2	22	0.2	△1
合 計	12,527	100.0	13,201	100.0	674

(3) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資総額は、273百万円となりました。これは主に、鶏卵関連事業における液卵製造設備の更新231百万円等によるものです。

(4) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期 (2017年 3月期)	第 46 期 (2018年 3月期)	第 47 期 (2019年 3月期)	第48期(当期) (2020年 3月期)
売 上 高(百万円)	14,248	14,396	13,711	14,312
経 常 利 益(百万円)	681	710	828	951
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	533	555	552	614
1株当たり当期純利益(円)	64.04	66.67	66.28	75.20
総 資 産(百万円)	10,650	10,972	10,710	10,448
純 資 産(百万円)	4,869	5,294	5,702	6,032
1株当たり純資産額(円)	584.53	635.58	684.63	740.93

(注) 1. 第48期(当期)の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第47期から適用しており、第46期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準を遡及適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期 (2017年 3月期)	第 46 期 (2018年 3月期)	第 47 期 (2019年 3月期)	第48期(当期) (2020年 3月期)
売 上 高(百万円)	13,029	13,268	12,527	13,201
経 常 利 益(百万円)	644	691	804	958
当 期 純 利 益(百万円)	503	543	538	631
1株当たり当期純利益(円)	60.40	65.27	64.62	77.27
総 資 産(百万円)	9,903	10,217	9,965	9,700
純 資 産(百万円)	4,394	4,807	5,202	5,548
1株当たり純資産額(円)	527.55	577.19	624.57	681.56

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第47期から適用しており、第46期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準を遡及適用した後の数値を記載しております。

(6) 対処すべき課題

現在、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う経済活動の大幅な減退や外出規制・店舗休業に伴う個人消費の冷え込みなどにより、景気は急速に悪化し先行きの予測は大変難しい状況にあります。

また、当社グループが属する食品業界におきましては、新型コロナウイルスの影響による外食業界・土産品業界の不振に加え、消費税増税等による消費者の生活防衛意識の強まり、国内の人口減少に伴う需要の減少懸念など、厳しい経営環境が続くことが予想されます。

このような状況を踏まえて当社グループは、以下の諸施策を推進して市場シェアの拡大と持続的な収益の向上を目指し、経営のスピードアップを進めてまいります。

当社グループの主力事業である鶏卵関連事業につきましては、お客様が求める品質の商品を安定的に供給することを最大の使命とし、適正な価格で提供できるよう、製造のレベルアップや業務効率の向上等の合理化に努めてまいります。また、営業と研究開発との連携を強化し、お客様に適した製品やサービスを提供するとともに、新製品開発や新規事業への積極的な挑戦を図ります。

調味料関連事業につきましては、購買管理と在庫管理の徹底、価格の適正化に努めるとともに、マーケティングを強化し、営業と研究開発の相互連携によってお客様のニーズを迅速に製品開発に反映させて高付加価値化を図り、収益の改善に注力してまいります。

一方、重大な社会問題となっている新型コロナウイルス対応につきましては、感染拡大防止と事業継続維持の両面からリスク管理を徹底しており、製品に係る「食の安全」のための施策はもちろんのこと、お取引先様や従業員の健康と安全の確保に努め、万一の場合にも事業への影響を最小限に抑えられるよう必要な対策を優先的に実行してまいります。同時に、外出規制等による「巣ごもり」「即食」「留守食」等の需要にも対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な子会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)
日本化工食品株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町	95百万円	業務用粉体調味料及び顆粒調味料等の製造販売	100.0

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業内容

鶏卵関連事業 …… 液卵及び卵加工品の製造及び仕入販売

調味料関連事業 …業務用粉体調味料及び顆粒調味料等の製造販売

(9) 事業所

①当社

本 社 (福岡県糟屋郡粕屋町) 福 岡 事 業 部 (福岡県糟屋郡粕屋町)

関西事業部 (京都府綴喜郡井手町) 名古屋事業部 (愛知県安城市) 関東事業部 (茨城県水戸市)

②日本化工食品株式会社

本 社 (東京都中央区) (登記上の本店所在地 福岡県糟屋郡粕屋町)

千 葉 工 場 (千葉県市原市)

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
154名	10名増

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員の期中平均雇用人数(351名)を含んでおりません。
2. 臨時従業員には、パートタイム従業員及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
118名	8名増	39歳6ヵ月	12年3ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員の期中平均雇用人数(330名)を含んでおりません。
2. 臨時従業員には、パートタイム従業員及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

(11) 借入先の状況

借入先	借入金残高
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,519百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	207
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	130
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	105
株 式 会 社 京 都 銀 行	79
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	60

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,792,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,141,379株 (自己株式 203,991株を除く)
 (注) 2019年5月21日に、自己株式を188,100株取得いたしました。
 (3) 株主数 5,536名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
藤井宗徳	1,179,010株	14.48%
宇高紫乃	689,960	8.47
藤井智徳	543,810	6.68
株式会社福岡銀行	394,850	4.85
宇高真一	390,000	4.79
宇高和真	387,300	4.76
藤井将徳	362,550	4.45
藤井泰子	271,765	3.34
宇高悠真	254,400	3.12
藤井徳夫	240,175	2.95

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役創業者会長	藤 井 徳 夫	日本化工食品株式会社代表取締役会長兼社長
代表取締役社長	藤 井 宗 徳	
常 務 取 締 役	池 田 賢次郎	関東事業部長 東日本（関東事業部・名古屋事業部）担当
取 締 役	原 敬	総務部長
取 締 役	見 島 正 文	購買統轄部長 西日本（関西事業部・福岡事業部）担当
取 締 役	川 原 正 孝	株式会社ふくや代表取締役会長
取 締 役	山 村 正 幸	
常 勤 監 査 役	高 宮 哲 郎	
監 査 役	近 藤 隆 志	
監 査 役	酒 井 善 浩	株式会社ビッグモーター社外監査役

- (注) 1. 取締役川原正孝氏及び山村正幸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役高宮哲郎氏、近藤隆志氏及び酒井善浩氏は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役酒井善浩氏は、中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 日本化工食品株式会社は、当社が株式の100%を保有する連結子会社です。
5. 取締役坂本勇氏は、2019年6月26日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりです。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定は、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限り認められるものとする。

(3) 役員報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	8名	173百万円
監 査 役	3名	7百万円
合 計 (うち社外)	11名 (5名)	180百万円 (13百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当16百万円を支給しております。
2. 取締役報酬限度額は、2012年6月27日開催の第40期定時株主総会決議により年額3億円以内、また、監査役報酬限度額は、2006年6月27日開催の第34期定時株主総会決議により年額5,000万円以内と定めております。
3. 役員報酬等の額については、役員報酬規程に基づき、職務・資格・業績等を勘案した上で取締役会及び監査役会において決定しております。なお、社外取締役及び監査役については月額報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。
4. 上記のほか、2019年6月26日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、2013年6月26日開催の第41期定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の決議に基づき、退職慰労金4百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

川原正孝氏は、株式会社ふくやの代表取締役会長を兼職しております。当社は株式会社ふくやに対して当社製品を販売しておりますが、その額は年額50万円未満と僅少です。

酒井善浩氏は、株式会社ビッグモーターの社外監査役を兼職しております。当社と株式会社ビッグモーターの間には、特別な関係はありません。

②当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	川 原 正 孝	当期開催の取締役会14回中12回に出席し、議案審議等について、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行いました。
社 外 取 締 役	山 村 正 幸	当期開催の取締役会14回中13回に出席し、議案審議等について、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行いました。
社 外 監 査 役	高 宮 哲 郎	当期開催の取締役会14回の全て及び監査役会13回の全てに出席するとともに、主要事業部及び子会社への往査を行い、常勤監査役として当社の経営上有用な指摘、意見を述べました。
社 外 監 査 役	近 藤 隆 志	当期開催の取締役会14回の全て及び監査役会13回の全てに出席し、監査役として当社の経営上有用な指摘、意見を述べました。
社 外 監 査 役	酒 井 善 浩	当期開催の取締役会14回の全て及び監査役会13回の全てに出席し、主に経理及び財務に関する観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないことから、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、下記のとおり決議しております。

(1) 事業運営の基本方針

当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は以下のとおりとする。

【経営理念】

わが社は、高い倫理観を保ち、浮利を追わず、質実剛健と先憂後楽の社風を確立して、社業の発展に努め、以って、取引先、従業員並びに株主に対する企業責任を全うし、社会に貢献することを旨とする

(2) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、法令・定款・当社の経営理念及び社会規範を準拠した行動をとるためにコンプライアンス規程を定めている。また、「企業活動の基本方針と行動指針 ～私たちの行動基準～」を制定し、その活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体が高い倫理観を維持・向上するよう積極的に取り組む。
- ② 代表取締役社長直轄の内部監査室が当社及び子会社の事業に関する法令・定款等の遵守状況について定期的な監査を行い、その結果を同委員会に報告するものとし、必要な場合は、本社及び各事業部並びに子会社に是正等を命じる。
- ③ 当社及び子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る情報については、法令及び当社の文書管理規程、文書整理及び保存規程、個人情報保護規程に基づき、これを適切に保存し、管理する。
- ② 取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧できる。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する体制を整備するため、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を組織し、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- ② 同委員会の下部組織として、営業、製造、購買、経営、子会社の各部会を設置し、部会ごとに配置されたリスクマネジメント推進者を中心として、現状の問題点や将来発生が予測されるリスクについて分析・評価を行い、優先順位を明確にして対策を策定する。
- ③ 各部会の構成員は、それぞれの所属する事業部または子会社において日常のリスク管理や業務を通してリスクの教育研修活動を行う。
- ④ 内部監査室は、各部門等におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、必要に応じてその結果を同委員会に報告し、同委員会は必要に応じて是正勧告を行う。

- (5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜開催し、経営に関する重要事項を決定する。また、各取締役は担当業務に関する執行状況を取締役会において報告する。
 - ② 当社の取締役は、取締役会規程等の社内規則に基づく職務権限および意思決定のルールによりその職務の役割分担、責任・権限を明確にし、適正かつ効率的に職務執行を行う。
- (6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社に関する管理基準を関係会社管理規程に定め、企業集団の業務の適正化に努める。
 - ② 子会社の経営については、当社取締役または幹部社員を取締役として派遣し、事業内容の定期的な報告や重要案件については事前協議を行うなど、当社の業務方針に沿った業務執行を行うとともに、業務執行を監督する。
 - ③ 当社グループは、規模・事業特性に応じた内部統制システムを構築し、その適切な運用により財務報告の信頼性を確保する。
- (7) 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が監査役会の運営事務その他の職務の執行につき補助すべき使用人の設置を求めたときは、監査役と協議の上で使用人を配置する。
 - ② 監査役を補助すべき使用人は、監査役会に所属し、取締役の指揮命令に服さないものとし、指揮命令権は監査役が有する。
 - ③ 監査役を補助すべき使用人の人事に関する事項については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告する。
 - ② 監査役は、必要に応じて随時、取締役及び使用人から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、取締役及び使用人は、これに迅速・適切に対応する。
 - ③ 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを一切行わないものとする。

- (9) 当社の監査役の職務の遂行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の遂行によって生じる費用及び債務並びにそれらの処理について、当該費用が当該監査役の職務の遂行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに支払うものとする。
- (10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図る。
 - ② 監査役は、取締役会のほか、取締役の重要な職務執行を審議する会議に出席することができる。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

- (1) 法令遵守への取組み状況
当社グループの「企業活動の基本方針と行動指針～私たちの行動基準～」の冊子及びその内容を抜粋した携行用カードを作成し、当社及び子会社の全役員及び従業員に所持させるとともに、コンプライアンス研修を年2回定期的に開催するなど、コンプライアンス意識の向上に努めております。
また、社外に公益通報者通報窓口を設け、通報者に不利益が生じないよう留意しつつ、不正行為等の早期発見に努めております。
- (2) 重要な会議の開催状況
当期においては取締役会を14回開催し、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、部長職等で構成する事業部長会議を11回開催し、取締役の業務執行状況の確認を行いました。
常勤監査役はそれぞれの会議に常時出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。
- (3) 取締役会の評価
当社取締役会は、取締役会の実効性と透明性を高め、更なる企業価値向上を目的として、次のとおり取締役会評価を実施しました。
- ① 評価の方法について
全取締役・監査役に対し、2018年度の取締役会の実効性に関する全25項目の質問票を無記名により配付し、回答を得ました。
 - ② 評価結果の概要
上記の回答内容に基づき取締役会で議論した結果、当社の取締役会の実効性は総じて確保されていると分析・評価いたしました。
取締役会の規模や構成、運営状況、実際の議論の状況等は概ね適切であり、十分な議論の場として充実を重ねていると判断しております。一方で、監督機能の強化や監督機能と執行機能の分離、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の機能充実等に向けた建設的な意見が提示されました。

③今後の対応

今回の評価結果及びかかるプロセスの中で各取締役・監査役から提示された多様な意見を踏まえて、継続的に取締役会全体の実効性の向上に取り組んでまいります。

(4) 損失の危険の管理

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会規程に基づき、当期においては代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を12回開催し、全社的な観点からリスクマップの作成を含めたリスク管理を行うとともに、同委員会の各部会の取組みの進捗管理を行い、その内容を適宜取締役会に報告し協議を行うなど、損失の危険の管理の強化に努めました。

(5) 監査役の監査

当期においては監査役会を13回開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席し適時意見を述べた他、内部監査室や会計監査人と相互連携し、監査の実効性確保に努めております。

監査役は代表取締役と監査の内容について定期的に意見交換を行っております。また、社外取締役との意見交換を定期的に行っております。

(6) 反社会的勢力排除への取組み状況

お取引先様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入を始めとした取組みを継続して実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営上の重要課題と位置づけております。また、当社の属する液卵業界において競争力を強化し、市場シェアの拡大と収益の持続的な向上を図っていくためには、製造設備、研究開発等への積極的な投資が必要であると考えております。

株主の皆様に対する利益還元の基本方針としましては、経営体質の強化や今後の事業展開を勘案した内部留保にも留意しつつ、連結決算ベースの目標配当性向を25%～30%とし、中間配当及び期末配当の年2回お支払いすることとしております。

当期におきましては、2019年6月26日開催の第47期定時株主総会において、資本政策および配当政策を機動的に遂行できるよう、剰余金の配当等を取締役会が決定できることとする定款変更につき、株主の皆様のご承認をいただきました。

当期の配当につきましては、中間配当は1株当たり9円を実施し、期末配当は1株当たり11円を予定しております。当期における配当性向は、連結決算ベースで26.5%となります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,450	流動負債	2,388
現金及び預金	2,464	支払手形及び買掛金	619
受取手形及び売掛金	1,970	短期借入金	898
商品及び製品	728	未払法人税等	201
仕掛品	34	未払消費税等	22
原材料及び貯蔵品	235	賞与引当金	69
その他の	21	その他	577
貸倒引当金	△3	固定負債	2,027
固定資産	4,997	長期借入金	1,402
有形固定資産	4,832	長期未払金	562
建物及び構築物	1,857	繰延税金負債	35
機械装置及び運搬具	1,004	その他	26
土地	1,915		
その他	55		
無形固定資産	6	負債合計	4,415
投資その他の資産	158	純資産の部	
投資有価証券	142	株主資本	5,986
繰延税金資産	3	資本金	455
その他	14	資本剰余金	366
貸倒引当金	△2	利益剰余金	5,295
		自己株式	△131
		その他の包括利益累計額	46
		その他有価証券評価差額金	46
		純資産合計	6,032
資産合計	10,448	負債・純資産合計	10,448

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		14,312
売 上 原 価		11,437
売 上 総 利 益		2,874
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,945
営 業 利 益		928
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	2	
受 取 賃 貸 料	24	
そ の 他	8	34
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
そ の 他	0	11
経 常 利 益		951
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	0	
受 取 保 険 金	27	27
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16	
災 害 に よ る 損 失	38	55
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		924
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	331	
法 人 税 等 調 整 額	△21	310
当 期 純 利 益		614
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		614

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,797	流動負債	2,125
現金及び預金	2,283	買掛金	421
受取手形	103	短期借入金	897
売掛金	1,562	未払金	25
商品及び製品	641	未払法人税等	201
仕掛品	19	未払消費税等	22
原材料及び貯蔵品	174	未払費用	467
前払費用	12	預り金	30
その他	2	賞与引当金	56
貸倒引当金	△1	その他	3
固定資産	4,903	固定負債	2,025
有形固定資産	4,506	長期借入金	1,401
建物	1,709	長期未払金	562
機械及び装置	945	繰延税金負債	35
車両運搬具	5	その他	26
工具、器具及び備品	23		
土地	1,798	負債合計	4,151
建設仮勘定	23	純資産の部	
無形固定資産	5	株主資本	5,502
ソフトウェア	2	資本金	455
電話加入権	3	資本剰余金	366
投資その他の資産	390	資本準備金	366
投資有価証券	142	その他資本剰余金	0
関係会社株式	240	利益剰余金	4,812
出資金	0	利益準備金	40
差入保証金	6	その他利益剰余金	4,772
長期前払費用	0	固定資産圧縮積立金	150
その他	3	別途積立金	3,500
貸倒引当金	△2	繰越利益剰余金	1,121
		自己株式	△131
		評価・換算差額等	46
		その他有価証券評価差額金	46
資産合計	9,700	純資産合計	5,548
		負債・純資産合計	9,700

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		13,201
売上原価		10,488
売上総利益		2,712
販売費及び一般管理費		1,800
営業利益		912
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	7	
業務受託料	18	
受取賃貸料	24	
その他の	7	57
営業外費用		
支払利息	10	
その他の	0	10
経常利益		958
特別利益		
補助金収入	0	
受取保険金	16	16
特別損失		
固定資産除売却損	14	
災害による損失	15	30
税引前当期純利益		945
法人税、住民税及び事業税	329	
法人税等調整額	△15	313
当期純利益		631

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

イフジ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田篤芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田秀敏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イフジ産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イフジ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

イフジ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田篤芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田秀敏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イフジ産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

イフジ産業株式会社	監査役会
監査役（常勤）	高宮 哲郎 ㊟
監査役	近藤 隆志 ㊟
監査役	酒井 善浩 ㊟

(注) 監査役全員は、会社法に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、経営体質の強化や今後の事業展開を勘案した内部留保にも留意して配当金額を決定しております。

第48期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当金について

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり金11円

総額 89,555,169円

なお、この期末配当金は、前期から2円の増配となります。また、昨年12月にお支払いした中間配当金と合わせた当期の年間配当金は、1株当たり20円（前期の年間配当金は1株当たり17円）となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）

2020年6月26日

2. その他の剰余金の処分について

(1) 増加する剰余金の項目及び額

別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の指名にあたりましては、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会への諮問を経た上で決定しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	取締役会出席率
1	ふじ 藤 井 徳 夫 再任	取締役創業者会長	100% (14回中14回)
2	ふじ 藤 井 宗 徳 再任	代表取締役社長 指名・報酬諮問委員会委員	100% (14回中14回)
3	いけ 池 田 賢 次 郎 再任	常務取締役関東事業部長 東日本（関東事業部・名古屋事業部）担当	100% (14回中14回)
4	はら 原 敬 再任	取締役経営企画部長 総務部担当	100% (14回中14回)
5	み 見 島 正 文 再任	取締役購買統轄部長 西日本（関西事業部・福岡事業部）担当	100% (14回中14回)
6	かわ 川 原 正 孝 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員	85.7% (14回中12回)
7	なか 中 川 正 裕 新任 社外 独立		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	藤井徳夫 (1941年2月13日)	1964年4月 藤井養鶏場創業 1972年10月 当社代表取締役社長 2014年6月 当社取締役会長 2017年6月 当社取締役創業者会長(現任) 2019年8月 日本化工食品株式会社 代表取締役会長 兼社長(現任)	240,175株
	<p>【候補者とした理由】 当社創業者として、永年にわたり当社を率いて事業の基盤を構築し、その成長を牽引してまいりました。当社の社業に精通しており、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や判断力、統率力を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		
2	藤井宗徳 (1975年6月2日)	1999年4月 当社入社 2007年6月 当社取締役 2008年3月 当社常務取締役(営業・購買、経営企画 担当) 2009年11月 当社専務取締役 2009年11月 日本化工食品株式会社 代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役社長(現任)	1,179,010株
	<p>【候補者とした理由】 事業部門をはじめ、営業、購買、経営企画部門等の責任者および子会社社長を歴任し、2014年からは代表取締役社長として当社グループの発展に貢献してまいりました。グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や判断力、指導力を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		
3	池田賢次郎 (1959年3月29日)	1981年4月 当社入社 1996年4月 当社関東事業部長(現任) 1998年6月 当社取締役 1999年4月 当社名古屋事業部長 2003年6月 当社常務取締役(現任) 2019年6月 当社東日本(関東事業部・名古屋事業 部)担当(現任)	33,765株
	<p>【候補者とした理由】 関東事業部および名古屋事業部の責任者を担当し、1998年からは取締役、2003年からは常務取締役として当社の発展に貢献してまいりました。経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	原 敬 (1971年2月4日)	1994年4月 当社入社 2006年3月 当社経営企画室次長 2009年11月 日本化工食品株式会社 取締役工場長 2011年6月 当社取締役総務部長 2019年8月 日本化工食品株式会社 監査役(現任) 2020年4月 当社取締役経営企画部長兼総務部担当(現任)	11,950株
	<p>【候補者とした理由】 経営企画部門や子会社の取締役等を担当し、2011年からは当社取締役としてグループの成長とコンプライアンスの推進に貢献してまいりました。グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		
5	見島正文 (1957年11月2日)	1982年1月 当社入社 2005年6月 当社営業統轄部長 2011年6月 当社取締役購買統轄部長兼製造統轄部担当 2019年6月 当社取締役購買統轄部長兼西日本(関西事業部・福岡事業部)担当(現任)	17,100株
	<p>【候補者とした理由】 営業、購買、製造部門の責任者を担当し、2011年からは取締役として当社の成長に貢献してきました。経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		
6	川原正孝 (1950年3月18日)	1973年4月 株式会社福岡相互銀行(現株式会社西日本シティ銀行) 入行 1979年10月 株式会社ふくや 入社 1986年4月 同社常務取締役 1994年4月 同社代表取締役副社長 1997年1月 同社代表取締役社長 2014年6月 当社取締役(現任) 2017年4月 株式会社ふくや 代表取締役会長(現任) 〈重要な兼職の状況〉 株式会社ふくや 代表取締役会長	50,000株
	<p>【候補者とした理由】 永年にわたり、福岡県を代表する食品会社の経営者を務めるなど、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられます。当社の経営を監督し経営全般に対する助言をいただき、企業統治体制強化に寄与していただくため、社外取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	なか がわ まさ ひろ 中川正裕 (1949年7月27日)	1973年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2000年11月 九州電力株式会社 入社 2007年6月 同社執行役員長崎支店長 2010年6月 九電ビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長 2014年6月 一般社団法人九州経済連合会 専務理事 2017年6月 同法人 顧問(現任)	0株
<p>【候補者とした理由】 銀行・事業会社等、幅広い業種の企業経営や経済団体への参画に基づく豊富な経験と高い見識を有しておられます。経営者としての視点から、当社の経営全般に対する助言をいただき、企業統治体制強化に寄与していただくため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社間に、特別の利害関係はありません。
 なお、川原正孝氏が代表取締役を務める株式会社ふくやと当社間には当社製品売上の取引がありますが、その額は50万円未満と僅少であり、社外取締役として制約を受けることなく業務を遂行できると判断しております。
2. 川原正孝氏及び中川正裕氏は、社外取締役候補者です。当社は両氏を、東京証券取引所の定めるところに基づき、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、川原正孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で本契約を継続する予定です。また、中川正裕氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 川原正孝氏および中川正裕氏は、いずれも、過去5年間において、当社または当社の特定関係事業者(子会社・主要な取引先)の業務執行者及び役員となったことはありません。
 両氏は、いずれも、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者及び役員と三親等以内の親族関係はありません。
 両氏は、いずれも、過去2年間において、当社または当社の特定関係事業者から、取締役、執行役、監査役その他これらに類する者としての報酬等を除き、多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、また、これらを受ける予定はありません。
5. 川原正孝氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 川原正孝氏は取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員であり、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を同委員会の委員長とする予定です。また、中川正裕氏の選任が承認された場合、同委員会の委員とする予定です。

第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2012年6月27日開催の第40期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

このたび、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が発行する普通株式または処分する自己株式の割当てを受けるとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年80,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

その1株当たり払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、その直前取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対

象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役

会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、取締役会において定めるものとする。

以 上

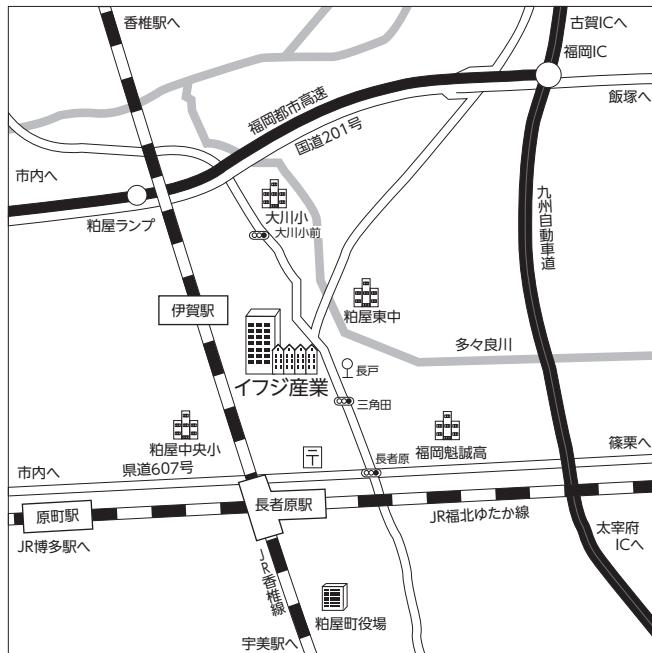
株主総会会場ご案内図

昨年の会場より変更となっております。

会場 福岡県糟屋郡粕屋町戸原東二丁目1番29号

当社本店 会議室

TEL 092-938-4561 (代表)



交通手段のご案内

J R 福北ゆたか線・J R 香椎線

「長者原駅」下車 徒歩約12分

※天神方面より行先番号310番の西鉄バスは、「長戸バス停」8時20分頃着以降、16時台まで
ございませんのでご注意ください。

※駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

J R 香椎線

「伊賀駅」下車 徒歩約10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

